

法令適用事前確認手続照会書

平成 28 年 9 月 6 日

消費者庁表示対策課課長 殿

照会者名：エレコム株式会社取締役社長 葉田 順治住所：〒541-8765 大阪市中央区伏見町 4-1-1

連絡先



消費者庁における法令適用事前確認手続に関する細則の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。また、照会対象法令（条項）の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合には、照会者名が公表されることに同意します。

記

1 法令名及び条項

不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 5 条第 3 号

2 実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為（必要であれば資料の添付ができる）

当社は PC 及びデジタル機器関連製品の開発・製造・販売を事業としており、工場を持たないファブレスメーカーとして、主要製品の多くを海外メーカーに製造委託し、完成品を輸入し、日本市場（量販店等）で販売をしている。

これら海外メーカーで製造した電子機器（主要な取扱製品を列挙いたしますと、マウス、キーボード、ケーブル、スマートフォンアクセサリ、USB フラッシュメモリ、メモリカード、外付け HDD など。）を日本国内の消費者に販売するにあたり、従来

から製品パッケージ（製品外箱）上の表記は和文で構成し、「原産国：●●」と表記しているところ、近年のアジア新興国の発展に伴い、同一製品であっても、原材料コストの安価な地域/メーカーへ製造委託する方針をとることとなった。

そのため、原産国表記について、海外メーカーが単一国/地域ではないことから、原産国表記を固定できない、という事象が発生している（e.g.同一製品で台湾製・中国製等、時期により異なる。）

原産国別に製品パッケージ（製品外箱）上の表記を変更することは、コスト増となるため、当社としては、仮に原産国（具体的には、中国、台湾、インド、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、インドネシア）を特定せず、「日本以外のアジア諸国で生産。」といった表記が許されるのであれば汎用的に当該製品に使用できると考え、該当法令上問題ないか、確認をお願いしたい。

なお、製造から組み立て、といった工程は単一国内で行っているため、「実質的変更行為」という点で原産国を特定できない、ということは発生していない。

3 当該行為と照会対象法令（条項）の規定との関係についての自己の見解及び根拠

昭和48年10月16日事務局長通達第12号（「商品の原産国に関する不当な表示」の運用基準について）からすれば、原産国表示とは、国名又は地名の略称又は通称、地域の名称、国の地図といったレベルまでの特定が必要であり、法令抵触の可能性があるのであるのでは、と考えている。

4 公表の遅延の希望（希望する場合のみ）

希望いたしません。

以上